

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)②

就職困難者で未経験職種への就職を希望する者を継続して雇用する労働者として「雇入れ」し「訓練」を行い「賃金引上げ」を実施した場合、特定求職者雇用開発助成金の他のコースより高額の助成金を支給します。

対象となる事業主

下記(1)～(4)すべてに該当する事業主です。

- (1) 通常の特定制者雇用開発助成金の支給要件を満たしている方。
- (2) 対象労働者が未経験職種で採用され、雇入れ後も当該未経験業務に就労させている方。
- (3) 特定求職者雇用開発助成金の支給対象期間内に、以下のいずれかに該当する人材開発支援助成金を活用した訓練を対象労働者に対して開始した方。
 - 1 コースの実訓練時間数等が50時間以上の訓練
 - *e ラーニング・通信制による訓練の場合は、標準学習時間50時間以上または標準学習期間が3月以上
 - 上記以外の場合で、以下のコースに該当する場合
 - 人材育成支援コース(有期実習型訓練)
 - 人への投資促進コース(高度デジタル人材等訓練)
 - 事業展開等リスキリング支援コース
 - 特定訓練コース(労働生産性向上訓練又は熟練技能育成・承継訓練)
 - 特別育成訓練コース(中長期的キャリア形成訓練又は有期実習型訓練)
- (4) 賃金引上げ計画の計画期間(雇入れ日から最大3年)内に、採用時(試用期間がある場合は本採用時)の「毎月決まって支払われる賃金」の5%以上引上げに取り組む方。

対象労働者

就職が困難な方

通常のコース名	対象労働者種別
特定就職困難者コース	・60歳以上の方 ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・母子家庭の母等 ・父子家庭の父 ・ウクライナ避難民 ・補完的保護対象者※ など
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	・発達障害者 ・難治性疾患患者
就職氷河期世代安定雇用実現コース	・就職氷河期世代で不安定な雇用を繰り返す者
生活保護受給者等雇用開発コース	・生活保護受給者 ・生活困窮者

※ 出入国管理及び難民認定法第61条の2第2項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者

・採用日時点の満年齢が「65歳未満」の方のみ対象となります(ただし、「高年齢者(60歳以上)」は65歳以上の方も助成対象となります。また「就職氷河期世代不安定雇用者」は、1968年4月2日から1988年4月1日生まれの方が助成対象です。)

採用の雇用形態

正規雇用、無期雇用、有期雇用（自動更新*）として採用する方が対象です

※ 「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合のみ助成対象となります。勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は助成対象となりません。

※ 「就職氷河期世代安定雇用実現コース」は、正規雇用の場合のみ助成対象となります。

これまでの職歴

未経験職種に就職する方が対象です

- 求人内容と職業相談の内容を踏まえて、ハローワークなどから「未経験職種への就職を希望する方」として職業紹介をします。原則は、それをもって対象者の要件に該当するものとなります。なお、ハローワークでは、求人票の職業分類番号に該当する職種の経験がない場合を未経験職種と扱います。

支給額

1. 対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が支給対象期（6か月）ごとに支給されます。

- （ ）内は、中小企業以外の企業に対する支給額・助成対象期間です。

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
母子家庭の母、60歳以上の方 生活保護受給者等 ウクライナ避難民 補完的保護対象者※ など	90万円（75万円） 短時間：60万円（45万円）	45万円（37.5万円）×2期 短時間：30万円（22.5万円）×2期
就職氷河期世代不安定雇用者	90万円（75万円）	45万円（37.5万円）×2期
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	180万円（75万円） 短時間：120万円（45万円）	45万円×4期（37.5万円×2期） 短時間：30万円×4期（22.5万円×2期）
重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	360万円（150万円） 短時間：120万円（45万円）	60万円×6期（50万円×3期） 短時間：30万円×4期（22.5万円×2期）

※ 出入国管理及び難民認定法第61条の2第2項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者 ※（ ）内は大企業に対する支給額

- 半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後（1期）、1年後（2期）に2回支給するイメージです。
- 「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- 所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。

※主な要件を記載しています。詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP 「事業主の方のための雇用関係助成金」
沖縄労働局 HP 「助成金について」

パンフレット：雇用・労働分野の助成金のご案内（詳細版）

訓練と賃金引き上げの要件

次のいずれかの人材開発支援助成金を活用した訓練が対象です。

成長分野等人材確保・育成コースの最後の支給対象期の末日までに訓練を開始することが必要です。

- ① 1 コースの実訓練時間数等が50時間以上*の訓練
 - ※eラーニング・通信制による訓練の場合は、標準学習時間が50時間以上または標準学習時間が3か月以上
- ② ①以外(50時間未満)の次の訓練
 - ・人材育成支援コース(有期実習型訓練)
 - ・人への投資促進コース(高度デジタル人材等訓練)
 - ・事業展開等リスキング支援コース
 - ・特定訓練コース(労働生産性向上訓練、熟練技能育成・承継訓練)
 - ・特別育成訓練コース(中長期的キャリア形成訓練、有期実習型訓練)



人材開発支援助成金

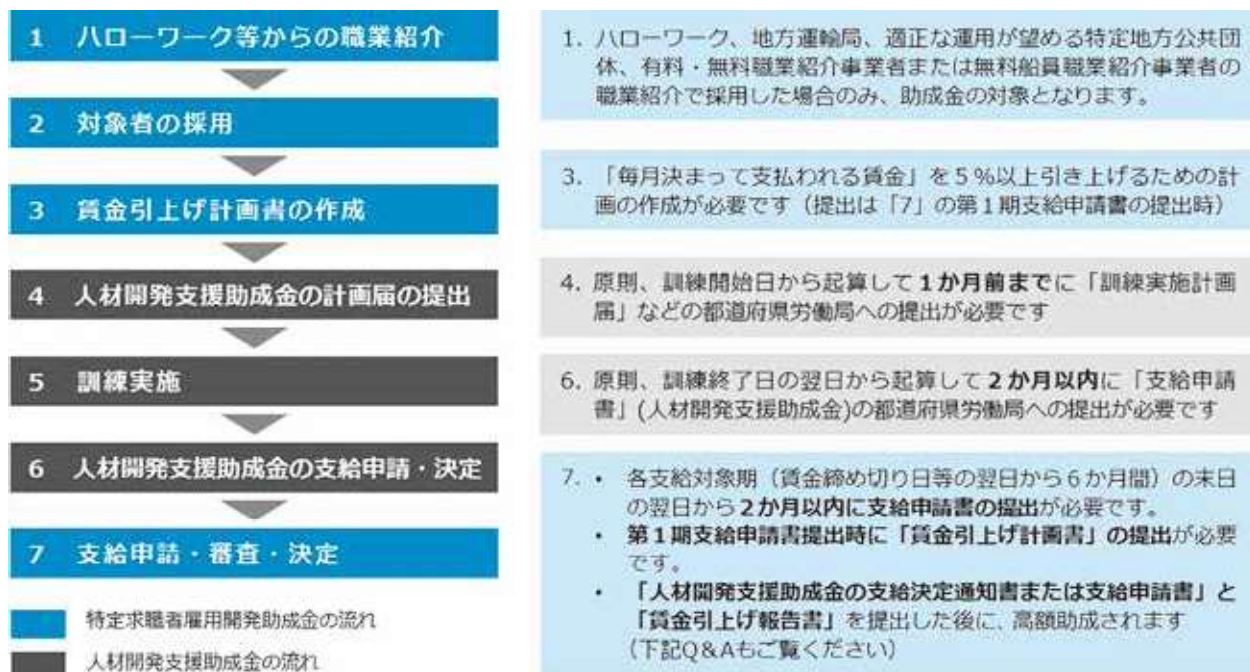
賃金引き上げの要件

「賃金引き上げ計画」の計画期間(最大3年)内に、採用時(試用期間がある場合は本採用時)の「毎月決まって支払われる賃金*」が**5%以上引き上がっていることが必要**です。

※年間賞与や超過労働給与額(時間外手当など)、職務非関連の賃金(住宅手当、家族手当、通勤手当など)を除いた賃金

- ・採用日から3年経過した日に、「天災その他のやむを得ない理由」や「対象労働者の本人の責めに帰すべき理由」などにより、5%以上の引き上げを行われていない場合においても、助成対象となることがあります。
- ・職務内容などが同一の労働者と比べ、合理的な理由がなく、採用時の賃金を下げている場合などは、助成金が払われなことがあります。
- ・賃金引き上げが、主に最低賃金の改定などを契機に行われるものである場合は、要件を満たしません。

支給申請の手続き



【注意事項】

成長分野等人材確保・育成コースの助成金を受給するためには、**第1期支給申請書の提出時に「賃金引き上げ計画書」(上記3)**を提出することが必須です。提出を忘れないようご注意ください。